

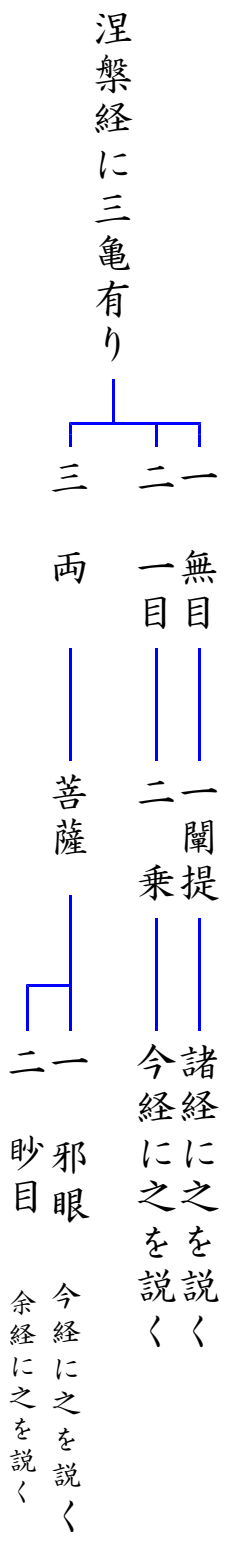
後五百歳合文

文応元年

三九歳

經の第七に云はく、**藥王菩薩品**、**宿王華菩薩**を**対揚**と為す。「我が滅度の後、後五百歳の中に広宣流布して、閻浮提に於て断絶して悪魔・魔民・諸の天竜・夜叉・鳩槃荼等に其の便りを得せしむること無けん」文。文句の一に云はく、「但當時大利益を獲るのみに非ず、後五百歳遠く妙道に沾はん。故に流通分有るなり」文。記の一に云はく、「然るに五百とは且く一往に従ふ、末法の初め冥利無きにあらず。且く大教の流行すべき時に拠る。故に五百と云ふ」文。義決の一に云はく、**道遠撰**「文旨を判ぜば、勧発品に云はく、後五百歳濁悪世の中に於て、其れ是の經典を受持すること有らん者は、我當に守護すべしと。大師は彼に依るが故に後五百と云ふ。然れども毘尼母論の意に合せず。正しく大集に会へり。所以は何。安樂行品に云はく、末法の中に於て、是の經を説かんと欲すと。又云はく、後の末世の時に此の經を持たん者。明らかに知んぬ、五百は末法の初めを指すことを。彼の大集經の五百の中、第四の多聞とは且く一往に従ふ。小乗の多聞なり。末法の初め大利無きにあらず。今は且く法華の大流行すべき時に拠る。故に後五百歳遠く妙道と云ふ」**已上決文** 守護章上の下に云はく、「当今の人は機皆轉變して都て小乗の機無し。正像稍過ぎ已はつて末法太だ近きに有り。法華一乗の機、今正しく是其の時なり。何を以てか知ることを得ん。安樂行品に云はく、末世法滅の時」と。又云はく、「小乗權教の禪定堅固已に過ぎぬ」文。經の第五に云はく、安樂行品、文殊師利菩薩を対揚す。「又文殊師利、如來の滅後末法の中に於て是の經を説かんと欲せば、応に安樂行に住すべし」口安樂行の処。又云はく、「文殊師利菩薩摩訶薩後の末世の法滅せん」と欲する時に於て、意安樂行の処。又云はく、「又文殊師利菩薩摩訶薩、後の末世の法滅せん」と欲する時に於て、法華經を受持すること有らん者」誓願安樂行の処。經の第六に云はく、分別功德品の滅後五品の中の第二品の下「惡世末法の時、能く是の經を持たん者は、則ち為れ已に上の如く、諸の供養を具足するなり」と。經の第八に云はく、普賢菩薩勸發品の成就四法の普賢菩薩の誓願云。「如來の滅後に於て閻浮提の内に広く流布せしめて断絶せざらしめん」云有り、其の中に唯大乘の種姓のみ有り」文。法華翻經後記に云はく、「東方に小国竺国に在りし時、遍く五竺に遊びて大乘を尋討し、大師須利耶蘇摩に従ひて理味を餐稟し、慇懃に梵本を付嘱して言はく、仏日西に入りて遺耀將に東北に及ばんとす。茲の典東北の国に有縁なり、汝慎みて伝弘せよ」文。天竺別集に云はく、遵式の記、智礼の弟子、妙樂第八代の弟子「始めは西より伝ふ、猶月の生ずるがごとし。今復東より返る、猶日の昇るがごとし。素影円暉終に我が土に環回するなり」此の言、唐土へ三河入道の渡せるを見て書けるなり。秀句の下に云はく、上中下三卷、伝教大師の御釈、嵯峨天皇の御宇弘仁十二年辛丑に之を作る。「爾の時に仏復藥王菩薩摩訶薩に告げたまはく、我が所説の經典無量千萬億にして、已に説き今説き當に説かん。而も其の中に於て此の法華經最も為れ難信難解なり。藥王、此の經は是諸仏秘要の藏なり。分布して妄りに人に授与すべからず。諸仏世尊の守護したまふ所なり。昔より已來未だ曾て顯説せず。而も此の經は如來の現在にすら猶怨嫉多し。況んや滅度の後をや。已上經文。當に知るべし、已説の四時の經、今説の無量義經、當説の涅槃經は易信易解なり、隨他意の故に。此の法華經は最も為れ難信難解なり、隨自意の故に。隨自意の隨他意に勝る。但し無量義經の隨他意とは、未合の一辺を指す。余部の隨他意に同じからざるなり。代

を語れば則ち五濁の生鬪諍の時は初め、地を尋ねれば唐の東、羯の西、人を原ぬれば則ち有るなり。文。一乗要決の中に云はく、慧心僧都の記上中下三卷。「日本一州円機純一。朝野遠近同じく一乗に帰し、緇素・貴賤悉く成仏を期す。唯一師等ありて独り信受せず、我未だ之を識らず、権とや為ん実とや為ん。若し是実ならば、以て哀傷すべし。世尊の言の如くんば当来世の悪人は仏説の一乘を聞き迷惑して信受せず、法を破して悪道に墮せんと。若し是権ならば以て随喜すべし。浄名に言ふが如くんば衆の魔事を覚知して而して其の行を示現す。善き方便智を以て意に随ひて皆能く現ず」文。広釈に云はく安然作「粵に弥勒菩薩説きて言はく、東方に小国有り、其の中に唯大乗の種姓のみ有りと。我が日本国僉成仏を知る、豈其の事に非ずや」文。



龜の 背の冷えることと 衆生の 八寒地獄の如し。 生死の大海の底に在り

腹の熱きこと 八熱地獄の如し。

